## 報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第4号

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和7年5月2日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

交流センター施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定 し、和解する。

- 1 事故発生の日時令和7年2月12日 午前11時
- 2 事故発生の場所 つくば市竹園三丁目19番地2
- 3 相手方

  - (2) 氏名 ■■ ■■
- 4 事故の概要

上記日時場所において、相手方がサークル活動をしていたところ、床が滑る状態であったため、転倒し左手を負傷させたもの

5 損害賠償額 金19,740円

## 6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金19,740円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。